



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年11月24日火曜日 第2120号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定.....	1025
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	1025
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	1026
指定障害者支援施設の指定.....	1026
指定障害者支援施設の指定の辞退.....	1026
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	1026
都市計画事業の施行（3件）.....	1028
都市計画事業の事業計画の変更.....	1028
道路の位置の指定.....	1028
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1029
土地改良区役員就退任の届出.....	1029
道路の供用開始（一般国道197号）.....	1029

道路の供用開始（県道八幡浜保内線）.....	1029
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	1030
道路の供用開始（県道小田柳谷線）.....	1030
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	1030
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	1030
道路の供用開始（県道野村柳谷線）.....	1031

公 告

土地の売払い.....	1031
土地（建付地）の売払い.....	1032
土地の売払い.....	1033

選挙管理委員会告示

愛媛県知事解職請求代表者証明書の交付.....	1034
-------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第1421号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101471	特定非営利活動法人優広会	松山市南堀端町5番地10	百瀬達也	生活介護	ワーク愛洋	松山市南堀端町5番地10	平成21年10月1日
3810300289	NPO法人たんぼぼ	宇和島市大浦甲208番地102	椙山義将	生活介護	多機能型事業所たんぼぼスマイル	宇和島市大浦甲208番地102	平成21年10月1日
3810300289	NPO法人たんぼぼ	宇和島市大浦甲208番地102	椙山義将	就労継続支援B型	多機能型事業所たんぼぼスマイル	宇和島市大浦甲208番地102	平成21年10月1日
3811300106	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005番の1	武村志延	就労継続支援B型	ステップbyすてっぴ	四国中央市川之江町字蜜蔵坊2472番1	平成21年10月1日
3814000158	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	山本弘	居宅介護	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	平成21年10月1日
3814000158	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	山本弘	重度訪問介護	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	平成21年10月1日

○愛媛県告示第1422号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810100036	愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1079-12	河野文朗	居宅介護	在宅ケアステーションたんぼぼ	松山市中村三丁目1番地1	松山市来住町1079-1	平成19年5月1日
3810100036	愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1079-12	河野文朗	重度訪問介護	在宅ケアステーションたんぼぼ	松山市中村三丁目1番地1	松山市来住町1079-1	平成19年5月1日

愛 媛 県 報

3810700173	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	深井光子	居宅介護	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	大洲市東大洲1339番地7	平成21年10月1日
3810700173	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	深井光子	重度訪問介護	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	大洲市東大洲1339番地7	平成21年10月1日
3810100010	NPO法人ほっとねっと	松山市道後湯月町3番3号	屋宮康紀	居宅介護	ヘルパーステーションほっとパートナー	松山市南久米町665-16	松山市久米窪田町897-7	平成21年10月19日
3810100010	NPO法人ほっとねっと	松山市道後湯月町3番3号	屋宮康紀	重度訪問介護	ヘルパーステーションほっとパートナー	松山市南久米町665-16	松山市久米窪田町897-7	平成21年10月19日
3810100010	NPO法人ほっとねっと	松山市道後湯月町3番3号	屋宮康紀	行動援護	ヘルパーステーションほっとパートナー	松山市南久米町665-16	松山市久米窪田町897-7	平成21年10月19日

○愛媛県告示第1423号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810101380	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷宗久	生活介護	ワーク南江戸	松山市南江戸町三丁目7番12号	平成21年10月1日

○愛媛県告示第1424号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定した。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	指定障害者支援施設			指年定日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	設置の場所	入所定員	
3810101489	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町二丁目12番11号	野本俊二	生活介護	福祉工房いだい清風園	松山市下伊台町1048番地2	30	平成21年10月1日
3810101489	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町二丁目12番11号	野本俊二	就労継続支援B型	福祉工房いだい清風園	松山市下伊台町1048番地2	30	平成21年10月1日
3810101489	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町二丁目12番11号	野本俊二	施設入所支援	福祉工房いだい清風園	松山市下伊台町1048番地2	50	平成21年10月1日

○愛媛県告示第1425号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	辞退に係る指定障害者支援施設		辞年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	設置の場所	
3810100218	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町二丁目12番11号	野本俊二	旧身体障害者授産施設支援（入所）	愛媛県身体障害者授産所	松山市下伊台町1048番地2	平成21年10月1日
3810100218	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町二丁目12番11号	野本俊二	旧身体障害者授産施設支援（通所）	愛媛県身体障害者授産所	松山市下伊台町1048番地2	平成21年10月1日

○愛媛県告示第1426号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の

日から4月間縦覧に供する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
エミフルMASAKI - A	伊予郡松前町筒井茶屋分832 - 1 外	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社フジほか108者	株式会社フジほか109者	平成21年10月28日外	平成21年10月28日
エミフルMASAKI - B	伊予郡松前町東古泉東浦676 - 1 外	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社デオデオ	株式会社デオデオほか2者	平成21年8月28日外	
エミフルMASAKI - C	伊予郡松前町東古泉文五郎分586 外	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社フジほか3者	株式会社レディ薬局ほか3者	平成20年11月25日外	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
エミフルMASAKI - A	伊予郡松前町筒井茶屋分832 - 1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午前1時まで	午前8時30分から午前1時まで	平成21年10月31日	平成21年10月30日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1428号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画道路事業
3・2・3来住余戸線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
愛媛県松山市北井門四丁目、北井門五丁目、井門町及び古川南三丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第1429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第31条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続を保留するので、併せて公告する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画道路事業
3・4・56余戸北吉田線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
愛媛県松山市余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目及び余戸西二丁目地内
 - (2) 使用の部分
愛媛県松山市余戸南四丁目、余戸南五丁目及び余戸西一丁目地内
- 5 収用又は使用の手続を保留する事業地の範囲
愛媛県松山市余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目及び余戸西二丁目地内

○愛媛県告示第1430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第31条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続を保留するので、併せて

て公告する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画道路事業
3・4・56余戸北吉田線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
愛媛県松山市南吉田町、高岡町及び北吉田町地内
 - (2) 使用の部分
愛媛県松山市南吉田町地内
- 5 収用又は使用の手続を保留する事業地の範囲
愛媛県松山市南吉田町、高岡町及び北吉田町地内

○愛媛県告示第1431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更について、次のとおり公告する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画道路事業
3・2・3来住余戸線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第1432号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年11月24日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 1 指定年月日及び番号
平成21年11月16日 21東四土（道）第4号
- 2 道路の位置
四国中央市川之江町字濱田2634番の一部、2634番地先河川及び2634番地先水路
幅員 4.00メートル～4.50メートル
延長 36.20メートル
- 3 申請人の住所及び氏名
四国中央市川之江町2893番地1
有限会社富士住サービス
代表取締役 白石 一忠

4 図面省略

○愛媛県告示第1433号

東温市北方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上海上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年11月24日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上海上地区）計画書の写し
- (2) 東温市北方土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年11月25日から12月22日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第1434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城辺町城辺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年11月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	楠 島 壽 郎	南宇和郡愛南町城辺甲4241
"	稲 垣 稔	南宇和郡愛南町城辺甲4928 - 1
"	立 花 繁	南宇和郡愛南町城辺甲4034

"	安 蔭 三 秋	南宇和郡愛南町城辺甲4488
"	清 家 敏 夫	南宇和郡愛南町城辺甲2626
"	山 上 栄	南宇和郡愛南町城辺甲2575 - 4
"	田 口 弘 司	南宇和郡愛南町城辺甲2411 - 1
"	中 川 順 治	南宇和郡愛南町城辺甲2177
"	山 本 峰 雄	南宇和郡愛南町城辺甲364
"	安 田 彰	南宇和郡愛南町城辺甲1563
"	平 田 貢	南宇和郡愛南町城辺甲616
"	富 岡 盛 市	南宇和郡愛南町城辺乙412
"	石 川 芳 洋	南宇和郡愛南町柏2033
監 事	松 岡 國 雄	南宇和郡愛南町城辺甲4367
"	清 家 久 雄	南宇和郡愛南町城辺甲2606
"	石 崎 進	南宇和郡愛南町城辺乙277

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	楠 島 壽 郎	南宇和郡愛南町城辺甲4241
"	稲 垣 稔	南宇和郡愛南町城辺甲4928 - 1
"	立 花 繁	南宇和郡愛南町城辺甲4034
"	安 蔭 三 秋	南宇和郡愛南町城辺甲4488
"	清 家 敏 夫	南宇和郡愛南町城辺甲2626
"	山 上 栄	南宇和郡愛南町城辺甲2575 - 4
"	田 口 弘 司	南宇和郡愛南町城辺甲2411 - 1
"	中 川 順 治	南宇和郡愛南町城辺甲2177
"	山 本 峰 雄	南宇和郡愛南町城辺甲364
"	安 田 彰	南宇和郡愛南町城辺甲1563
"	平 田 貢	南宇和郡愛南町城辺甲616
"	富 岡 盛 市	南宇和郡愛南町城辺乙412
監 事	松 岡 國 雄	南宇和郡愛南町城辺甲4367
"	岡 添 俊 三	南宇和郡愛南町城辺乙1076
"	石 崎 進	南宇和郡愛南町城辺乙277

○愛媛県告示第1435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地257番 4 から 同市保内町宮内 1 番耕地252番 5 地先まで	平成21年11月24日

○愛媛県告示第1436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市保内町宮内1番耕地111番4から 同市保内町宮内1番耕地253番11まで	平成21年11月24日

○愛媛県告示第1437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂283番地先	旧	メートル 2.6～13.0	キロメートル 0.052	
			新	13.0～13.0	0.002	

○愛媛県告示第1438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川3736番5から 同町本川3738番3地先まで	平成21年11月24日

○愛媛県告示第1439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2656番2地先から 同町舟戸2714番2地先まで	旧	メートル 4.5～17.9	キロメートル 0.098	
			新	37.7～57.9	0.098	

○愛媛県告示第1440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2714番2地先から 同町舟戸2712番2まで	旧	メートル 3.5～17.9	キロメートル 0.097	
			新	3.5～17.9 21.0～53.6	0.097 0.090	

○愛媛県告示第1441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2723番1地先から 同町舟戸2670番1まで	平成21年11月24日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
松山市北持田町116番	宅 地	1,239.34㎡	191,000,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年11月24日（火）から12月17日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出する

こと。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年12月17日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年12月1日（火）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成22年1月8日（金）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格を

もって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力

団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物			予 定 価 格
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
東温市横河原字大原930番79	宅 地	611.46㎡	居 宅 外	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根2階建	282.16㎡	20,080,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年11月24日（火）から12月24日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年12月24日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年12月10日(木)午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成22年1月18日(月)午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
北宇和郡鬼北町大字近永1469番1	雑種地	216㎡	626,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年11月24日(火)から12月24日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15

分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年12月24日(木)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年12月11日(金)午後1時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成22年1月22日(金)午後1時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永942
愛媛県立北宇和高等学校2階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規

定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第116条において準用する同令第91条第2項の規定により、次の者に対し、平成21年11月19日愛媛県知事解職請求代表者証明書を交付した。

平成21年11月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

松山市祝谷二丁目5番4号 福 岡 英 二